

柏行審第50号の3

令和3年9月27日

柏市長 秋山浩保様

柏市行政不服及び情報公開

・個人情報保護審議会

会長 神谷敦宏

審査請求に対する答申について

令和3年2月4日付け柏保政第661号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った令和2年12月22日付けの保有個人情報の不訂正決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人である開示請求者（以下「開示請求者」という。）が、実施機関に対し、令和2年9月25日、柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条の規定により、次の保有個人情報の開示を請求した。

ケース記録票

令和2年6月11日に開示請求したうちの69頁

(2) 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報として、次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定した。

令和2年6月11日に開示請求したうちの69頁

(3) 実施機関は、開示請求者に対し、令和2年10月12日付けで保有個人情報の部分開示決定の通知をした。

(4) 開示請求者は、実施機関に対し、令和2年11月11日付けで本件保有個人情報の訂正請求を行った。

ア 3行, [REDACTED]から督促などない。督促があつたことの証明を求める。

イ 10行, 不実である。不動産業者は保証会社ではない。不実でないと言い張るなら, 証明を求める。

ウ 12行, 病状調査を医師が提出したのは11月19日である。

エ 14行, 生保法12条での解釈に誤りあり, 保護費からの不足分家賃の充当は禁止としていない。

オ 15行, [REDACTED]から督促などない。督促があつたことの証明を求める。

カ 16行, 前年9月にそのような説明は聞いていない。不実でないと言い張るなら, 証明を求める。

キ 19行, 病状調査を医師が提出したのは11月19日である。

ク 22行, 完全なる誤った認識である。転居すると見えない出費は必ずかかる。精神的にも楽でない。

(5) 実施機関は開示請求者に対し, 条例第35条第2項の規定により, 保有個人情報不訂正決定の通知をした。

(6) 開示請求者は, 本件保有個人情報の不訂正決定を不服として, 行政不服審査法第2条の規定により, 令和3年1月4日付けで実施機関に対し, 審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 本件処分を変更し, 保有個人情報の一部を訂正する処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書, 反論書等で主張する要旨は, 次のとおりである。

訂正をしない理由の記載は, 証明になる資料が添付されておらず, 話にならない。審査請求人が送信したFAXの内容を写しとして添付すべきである。審査請求人がFAXに管理会社から督促が来たと記載したとしても, 記載内容が事実であることにはならない。審査請求人の失念の可能性があり, 記載内容が事実かどうかを管理会社に確認しないのは怠慢も甚だしい。

病状調査の結果を医師が生活支援課に提出したのは11月19日であると主治医から確認を取っている。不訂正ならば、病状調査結果の写しを添付するのが普通である。11月19日に主治医が提出したものが同月の1日に記載されているわけがなく、調査日と提出日を混同している。

「訂正を認めるに足る内容及び心証も得られないため。」という文章は争点をすり替えており、支離滅裂でわけのわからない論法である。個人記録に記載されている内容が事実だというなら、証明になる資料は審査請求人が提出するのでなく生活支援課が提出すべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、次のとおりである。

審査請求人が訂正を求めた事項について調査した結果、保有個人情報の内容のうち令和元年10月29日の3, 10, 12, 15, 16及び19行については、次の理由（1）により事実に合致すると考えるため不訂正とする。また、そのほかの訂正請求に係る内容の記載については、次の理由（2）により訂正決定するに足る心証が得られなかつたため不訂正とする。

(1) 3行目及び15行目の記載事項については、令和元年10月29日に審査請求人本人から受信したファックスにおいて、当該記載事項が記載されていたことを確認した。12行目及び19行目については、病状調査に係る資料を確認したところ、調査日は令和元年11月1日であるため、記載日が適切であることを確認した。10行目及び16行目については、当該保有個人情報を記載した担当者にケース記録記載内容の真偽を確認したところ、事実であるとの回答であることを確認した。また、提出資料の記述及び内容から訂正を認めるに足る内容及び心証も得られていないため。

(2) 審査請求人の認識及び見解により本市生活支援課の行う業務に対する意見及び要望であり、ケース記録に記載のある客観的事実の訂正を求める内容ではないため。

5 当審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、生活保護者の最低生活の保障及び自立の助長に資するための取り組みや関係機関からの取得情報、協議調整内容等を時系列で表記し、自立助長を推進することを目的として作成されるケース記録である。

(2) 訂正決定の要件について

ア 条例第32条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる」と規定している。

これは、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求することができることを定めたものであり、請求の対象は事実に限られ、評価・判断には及ばないと趣旨である。ここでいう「事実」とは、氏名や生年月日、住所、金額、数量等の客観的に判断できる事項をいう。

なお、訂正請求は保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）自体を目的としており、当時の状況等をすべて把握して真実を確認するものではない。したがって、保有個人情報を訂正するに当たり、記載されている保有個人情報が事実と合致していないという客観的な証拠がない場合は、訂正を行うか否かの判断をすること自体が困難となる。

イ 条例第34条は、「訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。そして、「訂正請求に理由があると認めるとき」とは、訂正請求の内容が事実であることが判明したときをいうとされている。

そこで、本件保有個人情報に係る訂正請求の内容が客観的に判断できる事実であるか否かについて検討する。

(3) 訂正決定の該当性について

- ア 3行について
督促について、事実が客観的に判断できない。
- イ 10行について
事実が客観的に判断できない。
- ウ 12行について
業務の方針に対する審査請求人の意見であり、客観的な事実の訂正に当たらない。
- エ 14行について
業務（生活支援課の見解、考え方）に対する審査請求人の意見であり、客観的な事実の訂正に当たらない。
- オ 15行について
督促について、事実が客観的に判断できない。
- カ 16行について
事実が客観的に判断できない。
- キ 19行について
業務の方針に対する審査請求人の意見であり、客観的な事実の訂正に当たらない。
- ク 22行について
業務（生活支援課の見解、考え方）に対する審査請求人の意見であり、客観的な事実の訂正に当たらない。

(4) 結論

以上検討したとおり、「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

年 月 日	処理 内 容
令和 3年 2月 4日	諮詢
2月 22日	第1回審議（事務局から概要を説明）
3月 9日	審査請求人の反論書の收受
3月 22日	審理手続の併合（計4件）

3月26日	第4回審議
4月26日	第5回審議
5月31日	第6回審議（審査請求人の意見 陳述及び審議）
7月1日	第7回審議
8月4日	第8回審議
8月31日	第9回審議
9月27日	答申